

医療法人 仁寿会 介護老人保健施設アルマ・マータ

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション運営規程

(事業の目的)

第1条

医療法人 仁寿会 介護老人保健施設アルマ・マータ（以下「当施設」という。）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当施設の理学療法士・作業療法士（以下「理学療法士等」）が計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態又は要支援状態にある者の自宅を訪問して、心身の機能維持回復を図り日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条

1. 事業は要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の回復を図ることとする。
2. 事業の提供に当たっては、症状が安定期にあり診察に基づき実施される計画的な医学管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると医師が認めた者とする。
3. 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業者、その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 介護老人保健施設アルマ・マータ
2. 所在地 多治見市小名田町西ケ洞71-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者

管理者は、従業員の管理及び利用の申し込みに係る調整・業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から作成に必要な情報提供及びリハビリテーションについての指導・助言や、利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導・助言を行う。

2. 職員

作業療法士4名

当施設の従業者は、利用者の精神・身体機能を評価し、家屋の状態、利用者・家族の要望、ニーズを考慮し、適切な事業の提供が行えるようにする。

(営業日及び営業時間)

第5条 訪問リハビリテーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から金曜日までとする。但しと年末年始、12月29日から1月3日までを除く。
2. 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。

(事業の内容)

第6条 指定訪問リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

1. 精神・身体機能の評価
2. 運動療法
3. 日常生活動作訓練

4. 家庭内自主訓練の指導
5. 住環境整備・福祉用具活用等の助言
6. 利用者・家族の方への障がいについての説明
7. 残存能力を活用した介助方法の指導 等

(通常の事業の実施地域)

第7条

通常の事業の実施地域は、多治見市と可児市の桜ヶ丘、皐ヶ丘、桂ヶ丘とする。

(利用料等)

第8条

1. この事業を提供した場合の利用料の額の差は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の額とする。
2. 第7条に規定した、通常の実施地域を超えて行う訪問リハビリテーションに要した交通費は、その実費を徴収する。なお自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。片道10km以上15kmまで 200円
3. 交通費の徴収の際には、あらかじめ利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に対して文章で説明をした上で、利用者の同意する旨の文章に署名をうけとることとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条

理学療法士等は、訪問リハビリテーション実施中に利用者に病状の急変が生じた場合には、必要に応じて臨時応急手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し適切な指示を求める。

(苦情処理)

第10条

管理者は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第11条

1. 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族、居宅介護支援事業等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
2. 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
3. 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第12条

1. 利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。
2. 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
3. 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
4. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を守るべき旨に従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条

1. 社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また業務体制を整備する。
2. この規定を定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人仁寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めることとする。

附 則

この運営規程は、令和3年1月1日から施行する。